



# 管内の教育

所報 95 号

- 主な内容
- 1 所長所感「桜の花を待つ頃に思うこと」
  - 2 管内における社会教育の取組
  - 3 人権教育より
  - 4 総務課より
  - 5 障がいスポーツ用具の貸し出しについて

出雲教育事務所  
令和8年3月

## 桜の花を待つ頃に思うこと

出雲教育事務所 所長 梅木 喜嗣

教育事務所の窓から眺める景色にもやわらかな空気を感じるようになりました。ここに勤務して以来、日課として昼休憩に高瀬川沿いを歩いて季節ごとに変わる景色を楽しんでいます。この季節は桜のつぼみが日に日に膨らみ、開花はいつか、今年は桜色でどんな景色に彩られるのかと想像するだけで楽しくなります。そして、この季節の桜を見ると思い出すのが中学の国語の教科書に掲載されている「言葉の力」(大岡信)という話です。

私も筆者の大岡さんのように、ほんの先端にだけ出た花びらのピンクの背後に、桜の木の懸命な姿や生きざまがあったことに驚き、感動します。また、大岡さんは、桜の花びら一枚一枚が樹木全身で生み出している色を背後に背負っている姿から、私たちは、たとえささやかな言葉一語一語でも、その人間全体の世界を反映するということを念頭におきながら言葉を発さなくてはならないとも伝えていています。私も言葉のもつ力やその発し方の大切さについて自分自身を振り返っています。このことは、言葉を発する側だけでなく、受け手側も大切にしなければならないことがあることにも気づかされます。たとえささやかな言葉一語一語でも、その人間全体の世界が反映されているということを念頭におきながら言葉を受け止めなくてはならない、と。

京都の嵯峨に住む染織家志村ふくみさんの仕事場で話していたおり、志村さんがなんとも美しい桜色に染まった糸で織った着物を見せてくれた。そのピンクは、淡いようでいて、しかも燃えるような強さを内に秘め、はなやかで、しかも深く落ち着いている色だった。

(中略)

素人の気安さで、私はすぐに桜の花びらを煮詰めて色を取り出したものだろうと思った。実際はこれは桜の皮から取り出した色なのだった。あの黒っぽいごつごつした桜の皮からこの美しいピンクの色がとれるのだという。志村さんは続いてこう教えてくれた。この桜色は、一年中どの季節でもとれるわけではない。桜の花が咲く直前のころ、山の桜の皮をもらってきて染めると、こんな、上気したような、えもいわれぬ色を取り出せるのだ、と。

私はその話を聞いて、体が一瞬揺らぐような不思議な感じに襲われた。春先、もうまもなく花となって咲き出ようとしている桜の木が、花びらだけでなく、木全体で懸命になって最上のピンクの色になろうとしている姿が、私の脳裏に揺らめいたからである。花びらのピンクは、幹のピンクであり、樹皮のピンクであり、樹液のピンクであった。桜は全身で春のピンクに色づいていて、花びらはいわばそれらのピンクが、ほんの先端だけ姿を出したものにすぎなかった。

(中学校「国語2」、光村図書出版 一部抜粋)

私たちは児童・生徒、保護者、地域の人、教職員などいろいろな人からの言葉を聞き(受け)ます。その時に相手が発する言葉をその人の世界まで想起しながら聞いて(受け止めて)いるのでしょうか。「啐啄同時」(そったくどうじ)という言葉があります。「啐」とは、雛が今まさに卵から生まれ出ようと、卵の殻を小さな嘴で内側からコツコツと破ろうとすること。「啄」は、その音を聞き分けた親鳥が外側から嘴で殻をつついて割り、雛の誕生を助けてやる様子です。両者の行動が「同時」というのは、生まれ出ようとする側と、それを手助けしようとする側のタイミングがピシャリと合致することを意味します。

学校は3月に入り節目の時を迎えます。子どもも節目を迎えるにあたってこの一年を振り返り、次の目標や希望を抱く時期です。逆に、次に待つ新しい世界に心配や不安を抱えるときかもしれません。子どもが私たちにいつどのような形でサインを出してくるかは分かりません。一瞬に全力を注ぐ子どもを啐啄即時に捉え、言葉や思いを伝えることが大切だと改めて感じているところです。

# 管内における社会教育の取組

## 出雲市 「学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の活動」

出雲市派遣社会教育主事 恩田 奈穂子

出雲市では、令和2年度から中学校区に地域学校協働活動推進員（以下、推進員）の配置を開始し、今年度から全14中学校区での配置となりました。配置以前からコミュニティセンターが学校と地域の調整役を担っていますが、このつながりも大切にしながら、校区が広く地域とつながりにくい中学生の地域とのつながりづくりを推進するために、推進員を中学校区で配置することにしました。推進員の活動により、中学生と地域とのつながりは増えつつあります。

### (CASE1) 職場体験学習、職業講話

生徒数増加や生徒の希望職種等により、これまでの事業所だけでは対応が難しくなった中学校。推進員に新規受入れ先を相談。推進員は情報収集を行い、新規事業所を開拓。中学生のキャリア形成の機会も広がる。

また、職場体験は断られたが、その縁をきっかけに、職業講話につながった中学校もある。

### (CASE2) 地域ボランティア活動

生徒を地域で活動させたい学校、地域行事に中学生も来てほしい地域。両者の思いを聞き取り、推進員が調整。スムーズにつながる方法を模索。中学生と地域の顔見知りの関係が増え、つながりの輪が広がる。

また、今年度は、地域学校運営理事会の研修会（対象：理事長等、校長等）に推進員も参加し、2名の推進員が活動の事例発表を行いました。関係者に推進員を知っていただくとともに、学校と地域をつなぐコーディネーターとしての期待の声や地域学校協働活動に対する前向きな感想が聞かれました。

今回の紹介は一部の活動になります。推進員は各中学校区の実態にあわせて、小・中学校で様々な活動をしています。出雲市教委発行の紹介チラシもご覧ください。



地域学校運営理事会研修会

## 雲南市 「雲南市教育委員・社会教育委員合同懇談会」

雲南市派遣社会教育主事 橋 浩明

雲南市では、学校と地域、学校同士のつながりをより深くするため、学校運営協議会を中学校区で設置し、めざす子ども像などを地域で話し合いながら共有し、一定の教育成果をあげてきました。

今回、個別の学校と地域との連携を充実させること等をめざし、学校運営協議会が学校ごとに設置される方向が示されました。この新しい取組を実のあるものにするためにこれまでの取組を振り返り、これからの学校・地域の連携の在り方について、雲南市の教育委員・社会教育委員合同で意見交換を行いました。

当日は、グループ協議の際のファシリテーターとして参加しました。懇談会の前に教育委員・社会教育委員それぞれの会の中で、新たな学校運営協議会の枠組みについての説明が行われていたこともあり、参加者同士が熱心に対話する様子が見られました。ご参加いただいた委員さん方からは「(合同懇談会を)毎年行ってほしい」「自由に意見交換ができる雰囲気よかった」「教育委員・社会教育委員の連携、一体感の構築に寄与していると思う」等の感想をいただきました。今後も、雲南市の教育委員と社会教育委員が意見を交えながら、同じ方向を向いてそれぞれの活動や実践が行えるよう支援していきたいと思っております。

平日の午前中にもかかわらず、たくさんの委員さん方にご参加いただきました。活発な意見交換が行われました。いい雰囲気の中での話し合い中、「時間が足りない!」といった声も聞かれました。



出雲教育事務所管内では、出雲市1名、雲南市1名、奥出雲町1名、飯南町1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

## 奥出雲町 「奥出雲町公民館の取組み～小学校統合を見据えて～」

奥出雲町派遣社会教育主事 酒井 慎佐也

奥出雲町派遣社会教育主事として、町内の公民館(9館)の支援を行っています。その内容は、主事会、館長会での情報提供や各館に行つての支援(各種事業の内容相談・補助、PC操作、講師紹介・依頼)など多岐にわたります。今年度、派遣社教主事として支援を行つてきた各館の事業の一部を紹介します。

### 〈6月公民館主事会〉

飯南町公民館の「い～にゃん里山講座」に参加。既存の事業を5館共催事業として実施されており、全町的なつながりの場づくりと事業の広域化を図る取組みとして学びを深めた。

今後奥出雲町でも各館の連携を強め、「持続可能な公民館事業の新しいカタチ」を模索していきたい。



### 〈横田公民館「横田札ウォーキング教室」〉

過去2回大雪のため中止となっていた事業をリニューアル。札めぐりの歴史やしおり制作の思い、活用方法、そしてウォーキングをするための体力づくりに重点をおいた教室を季節ごとに開催。地域の若者からお年寄りまで多世代が横田札の魅力でつながり合いました。



### 〈三沢公民館「沢っこ活動」〉

三沢小学校児童を対象とした「沢っこ活動」。今年も川遊びや竹細工作り、火起こし体験、お泊まり会、ALTとの交流など様々な活動を行った。毎回、沢っこ活動にはほぼ全校児童が参加しており、これは館長・主事の働きかけと集いやすい雰囲気づくり、何より地域の手厚い協力あってのものである。



### 〈仁多地区公民館連携事業「わんぱく交流会」〉

R8年度の小学校統合を見据え、7月に仁多地区公民館共催で交流会を開催。旧高田小を会場に軽スポーツ体験や川遊びを通して他校の児童が交流を深めた。既存の事業をベースに、校区を越える新たな事業として開催。来年度以降も継続して開催する予定。



現在奥出雲町では、小学校統合やコミュニティ・スクール設置等大きな変革期を迎えています。これからも公民館を核とし、子どもの育ちに関わるすべての方と想いを共有しながら、奥出雲ならではの人づくりの充実を図っていきます。

## 飯南町コミュニティ・スクールの取組

飯南町派遣社会教育主事 難波 淳

飯南町では、学校・家庭・地域が力を合わせて子どもを育てる「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」の取組を、令和6年度から町内すべての小中学校で進めています。これは、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が「一緒に育つ」関係を築いていくしくみです。

各学校では、地域の方が学校行事に参加したり、児童生徒と交流したりする活動が広がっています。マラソン大会やグラウンドゴルフ、ふれあい活動、地域学習やキャリア教育などを通して、子どもたちは地域の大人と自然に関わりながら学びを深めています。中学校では、生徒と地域が対話する場も生まれ、生徒自身が地域の一員として意見を発信する姿も見られるようになってきました。

こうした取組により、学校と地域の絆が深まり、「子どもをみんなで育てる」という思いが少しずつ形になっています。一方で、活動に関わる人が固定化しがちなことや、話し合いを実践につなげていく工夫など、今後の課題も見えてきました。

これからも飯南町では、「子どもを真ん中に」、無理なく続けられる協働の形を大切にしながら、地域とともに学びの輪を広げていきます。

令和7年度版

### 飯南町コミュニティ・スクールだより

みんなで育てる ふるさと飯南の学校  
— 学校と地域が「一緒に育つ」しくみ —

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)は、保護者や地域の皆さんが学校運営に意見を出し合い、子どもたちを見守り支えるしくみです。飯南町では、地域と学校が手を取り合いながら、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりを進めています。

各コミスクの取組

- 飯南小学校学校運営協議会
- 赤来小学校学校運営協議会
- 赤井小学校学校運営協議会
- 飯原小学校学校運営協議会
- 志々木小学校学校運営協議会
- 赤島小学校学校運営協議会

コミスクが実施している「飯中パロンの充実を図るため、生徒とコミスク委員が一組グループワークを行い、意見を話し合いました。生徒が講師を務める講座も実施されました。

キャリア教育の一環で、コミスク委員や地域の大人が参加し、トークワークショップを実施し、3年生生徒と話し合いを行いました。生徒の意見を聴き、アドバイスを聞くことができました。

PTA研修部、赤名公民館とともに性別マイリシティと人権をテーマにした研修活動に関する研修会を開催しました。コミスク委員の呼びかけで地域の方の参加も多くなりました。

チャレンジマラソンに地域の方も一緒に走りませんか？と声かけをして参加とご一緒に走った方がおられました。子どもたちの上達ぶりに地域の方も喜んでおられました。

ふれあいグラウンドゴルフ大会は赤来地区の地域の方と志々木小学校の児童が一緒に交流しながら行われました。子どもたちの上達ぶりに地域の方も喜んでおられました。

PTAとの共催で「ふれあい活動」を開催しました。児童、保護者、地域のみなさん(保護者や学生指導員)と一緒にウォーキングを通して、楽しく話し合いました。体育館内にはたくさん笑顔の輪が広がっていました。

「地域の子もは地域で育てる！」 子が思い、ふるさと地域の未来を明るくします。

A先生の学級のBさんは最近欠席する日が多くなり、学習面でも後れを見せ始めました。欠席の理由を聞こうとA先生が声をかけようとした時、Bさんが上履き靴のかかとを踏んでいることに気付き、「かかとを踏んだらだめ！ちゃんと履きなさい。」と叱ってしまいました。

さて、皆さんはこのエピソードからBさんの持つ困り感は何だと思われたでしょうか？「欠席が増えてきたこと」、「それによって学習に遅れが出たこと」、「上履きのかかとを踏んでいたこと」等だと思います。まず、ここで大切な事はその困り感にどんな背景があるか『①思いを巡らすこと』です。欠席が増えたことは本人ではなく、家庭内の問題かもしれません。兄妹が多く、世話をしなければならないヤングケアラーかもしれません。上履きのかかとを踏んでいたのは、貧困から上履きを買えないのかもしれません。このような本人の困り感(課題)を想像する力は人権に関する知的理解がベースになります。あらゆる人権課題についての認識を深めていくことで、子ども達の困り感を想像していく力は高まります。そして、その知的理解に併せて身につけたことが、Bさんの学習権を侵害していることに『②気づき、見抜くこと』ができる人権感覚です。人権感覚は人権が守られていることを肯定・尊重し、逆に侵害されていることを察知し否定する価値志向的な感覚と言われています。このような感覚は人との関わりの中で身につけ、磨かれていきます。日頃から子ども達の言動をきめ細やかに見取り、肯定的・受容的な姿勢で接していくことが大切になります。次に、先生方に求められることはBさんの学習権の侵害を『③正すこと』です。そのためには、Bさんの言動の背景にある問題を解決する具体的な取組を実践しなければなりません。本人との面談はもちろんのこと、学校全体での組織的な取組や関係機関との連携等、問題解決のための実践行動ができる学校や教師でありたいものです。これまで述べた3つのことは、「第三次とりまとめ」(H20年)で言われている児童・生徒に身につけたい資質・能力と同様です。この3つに加えてもう一つ先生方に身につけていただきたいことがあります。それは、『④自己を振り返ること』です。Bさんを叱ってしまった行為はどうだったでしょうか？自らの生活や行動、子ども達への接し方、教育に対する姿勢を見直し、自己課題化する力をつけていきましょう。子ども達の範となるべき教師は、まず、自らが自他の人権を尊重できる教師でなければなりません。誰に対しても人権意識をもって接することができるのでしょうか？Bさんのような児童・生徒の困り感に寄り添える自分でしょうか？日常のご自身の言動を振り返り、「隠れたカリキュラム」として取り組めているか、自省し向上し続ける姿が求められます。

今年度から2年間をかけて管内の全小・中学校を訪問させていただくことになりました。各校ともに児童・生徒や学校の実情に応じた人権教育を積極的に推進されており、たいへん心強く感じました。今後も、人権文化にあふれる学校づくり、自他の人権を尊重し、実践行動ができる児童・生徒の育成や教職員の資質向上に努めていただきますようお願いいたします。



# 赴任旅費について



今年度も残すところわずかになりました。人事異動に伴い、住居移転される方は赴任旅費が適切に請求できるように、準備をお願いします。

令和8年1月1日に旅費制度が改正となりました。昨年からの変更点、赴任旅費の請求に必要な書類については下記のとおりです。

書類不備の場合、定額支給となる場合がありますので見積書・領収書等紛失されませんようお気を付けください。

## 昨年度からの変更点



交通費がこれまでの新旧在勤庁間の理論値による支給から、新旧居住地間の実費支給

※特急を利用した鉄道賃や航空賃等は領収書が必要

採用職員以外は人事異動に伴って住居を移転した場合のみ、赴任旅費の支給対象

また、異動に伴う同一自治体内の転居については、職員宿舎等への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除き、赴任旅費で請求ができなくなりましたので注意が必要です。

※採用職員はこれまでどおり居住地から（辞令交付式経由）新在勤庁までの理論値で支給

## 一般的な赴任旅費請求に必要な添付書類

(本人の転居①～⑤) 本人と家族がともに転居①～⑦)



① 住民票（コピー可）	個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
② 移転証明書	住民票で移転が確認できない場合に①とあわせて提出
③ 引越し業者等の領収書及び内訳の分かる書類	転居費用の実費が定額を超え2倍までを加算請求する場合、利用した引越し業者等の領収書は原本を提出
④ 引越し業者等3者から徴した見積書	定額の2倍を超え、3倍までの加算請求をする場合 3者のうち、最も安価な引越し業者等を利用し、その業者の領収書を提出すること 引越し業者等の都合によりやむを得ず、見積書を1者又は2者までしか徴することができない場合は、転居費加算にかかる申出書（様式第4）で代えることができる。利用業者の見積書は必ず必要 <b>※3倍を超える場合は教育庁総務課長へ協議</b>
⑤ 交通費・宿泊費の領収書	鉄道賃（特急を利用した場合）、航空賃、フェリー、高速バス、高速道路料金、ホテル代（滞在が必要と認められる場合のみ）
⑥ 赴任状況報告書（様式第1）	同一生計内に異動命令を受けた職員が2人以上いて、職員と家族が同一の住居から同一に住居に転居する場合 転居費における「家族」とは、赴任を命ぜられた日において職員と生計を一にし、かつ同居しているもの
⑦ 転居費に関する申立書（様式第5） ※満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子については不要	家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払いを受けていないことを確認 受けている場合：赴任旅費はその金額を差し引いた額を支給

いつでも・どこでも・だれでも 気軽に楽しめる

# スポーツ用具の貸出をします

子ども、大人、高齢者、障がい者、… **だれも**が**気軽に**、**フラット**に活動する場をサポートします。

福祉教育 地域との交流 保小・異校種・居住地校などの交流 親子活動 PTA 活動 クラブ活動  
お楽しみ会 休み時間の遊びとして 職場のレク 地域のイベント など 様々な場で活用できます。

\*学校関係者だけでなく県内在住のすべての方に貸出できます(営利目的を除く)

## 【貸出用具】

### ■モルック

- 屋外用2セット
- 屋内用2セット  
・柔らかい素材で床が傷つきません。



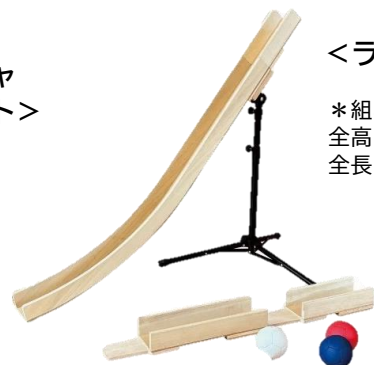
### ■ボッチャ

(パラスポーツ種目)

- 2セット  
・得点板、メジャーなど審判用具もあります。  
・室内用コートもあります。(フルサイズ 6m×10m)  
・ランプ2セットあります。



<ランプ>



### ■フライングディスク

(パラスポーツ種目)

- 1セット  
・ディスク10枚  
・アキュラシーゴール(アキュラシーに使う輪のこと)  
アキュラシー:ディスクを輪に何回通せるかを競う競技



<アキュラシーゴール>

\*組み立て式  
全高 153cm  
直径 91.5cm



## 【申込方法】

- しまね電子申請サービスで
- 借用申込書を メール または ファックス で  
メール < izumokyoiku@pref-shimane.lg.jp >  
ファックス < 0853-30-5686 >
- 電話で (申し込み、貸出状況の確認や利用についての相談など)  
< 0853-30-5685 担当:出雲教育事務所 高橋 >

しまね電子申請サービス、  
借用申込書のダウンロード  
はこちらから↓↓↓



島根県教育庁  
特別支援教育課 HP